

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成 30 年 9 月 3 日(月)
開会 午後 1 時 30 分
閉会 午後 2 時 00 分
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	伊豆原 要	委員	原 田 重 助
職務代理者	三 浦 和 夫	委員	内 田 銑 造

（書記）

総務部部長（書記長）	原 田 清 明	総務課副主幹（書記）	塚 崎 仁
総務部次長（書記）	廣 瀬 邦 仁	総務課主査（書記）	福 上 慎 吾
総務課主幹（書記）	坂 口 慶 臣	総務課主事（書記）	山 本 望
総務課副主幹（書記）	岡 田 珠 見		

公開の状況 公開。

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 選挙人名簿定時登録（平成 30 年 9 月）について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数（9 月定時登録）

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の 50 分の 1 の数の告示

オ 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数の告示

(2) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正等について

3 その他

公職選挙法の一部改正（在外選挙人名簿の登録制度の見直し）について

議題

名前	内容
廣瀬書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに伊豆原委員長より御挨拶をお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>< あ い さ つ ></p>
廣瀬書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題(1)選挙人名簿定時登録（平成30年9月）について、書記より説明をお願いします。</p>
山本書記	<p>議題1「選挙人名簿定時登録（平成30年9月）」について事務局より説明いたします。</p> <p>1 ページ目を御覧ください。</p> <p>平成30年9月定時登録における資格要件等について説明します。</p> <p>大きい1番ですが、定時登録の基準日は、平成30年9月1日（土）でございます。</p> <p>大きい2番ですが、定時登録の登録日は平成30年9月3日（月）、本日でございます。</p> <p>大きい3番の登録要件ですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。ひとつ目の登録要件として、国政選挙の選挙権のある者であることとされています。すなわち、日本国民であり、本日現在において年齢満18年以上である者であることが要件となります。2つ目は、住所要件として、平成30年6月1日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。いわゆる3箇月要件です。イについてですが、3箇月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、平成30年5月1日から平成30年8月31日までに転出した者、すなわち転出後4箇月以内の者については、表示登録者として登録がされます。また、ウについてですが、帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。</p> <p>大きい4番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。ひとつ目は、平成30年4</p>

月 30 日以前に転出したものです。転出して 4 箇月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。2 つ目は、前回の基準日から今回の基準日まで死亡した場合です。3 つ目は、欠格事項に該当した場合です。

大きい 5 番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい 3 (2) イで触れた、平成 30 年 5 月 1 日以降の転出者となります。

続いて 2 ページ目を御覧ください。

こちらは、9 月定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。平成 30 年 9 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数は、男 24,416 人、女 23,091 人であり、合計 47,507 人です。参考に、下表に前回の 6 月定時登録者数との比較を表しておりますが、男 24 人の増、女 32 人の増、計 56 人の増となっております。

3 ページ目を御覧ください。

こちらは、投票区ごとの選挙人の数の内訳を表したものです。

4 ページ目をご覧ください。

こちらは、世代ごとの選挙人の数の内訳を表したものです。

5 ページ目には、各投票区の 6 月定時登録と比較した、男女別の増減表を表したものを載せております。

続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。6 ページ目を御覧ください。9 月 1 日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男 58 人、女 23 人、計 81 人であり、前回の 6 月定時登録と比較して、男 2 人減、女 1 人増、計 3 人減となっております。

7 ページ目は、在外選挙人 81 人の在留している国の内訳でございます。

8 ページ目を御覧ください。

こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の 50 分の 1 とされているため、その数は 951 となります。

次のページを御覧ください。

こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、副市長等主要公務員の解職請求及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の 3 分の 1 とされているため、その数は、15,836 となります。

事務局からは以上です。

福上書記

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

内田委員	<p>前回お話した年齢別のデータを載せていただいていますね。みよし市は40代から50代の人口が多いですね。</p>
原田書記長	<p>地域柄、働き盛りの人が多いですね。</p>
三浦委員	<p>高齢になっていくにつれて男女の人口の比率の変化がみえますね。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、御質問等他になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>(1)選挙人名簿定時登録（平成30年9月）について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無し></p>
伊豆原委員長	<p>御異議ないようですので、(1) 選挙人名簿定時登録（平成30年9月）については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題2 みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正等について、書記より説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正等について説明をします。</p> <p>資料は、10 ページから 12 ページとなりますが、議題の説明の前にこの条例について説明をさせていただきます。</p> <p>公職選挙法においては、国会議員の選挙から市選挙管理委員会が行う市長、市議会議員の選挙までの様々な選挙において行うことができる選挙運動について規定がされています。</p> <p>市選挙管理委員会が行う選挙においては、選挙運動用の自動車の使用、ポスターの掲示ができることとされ、市長選挙ではビラを配ることができることとされています。また、公職選挙法では、国会議員の選挙で候補者が行うことができる選挙運動用自動車の使用、ポスターの作成、ビラの作成について、一定限度額以内で無料、公費負担とすることとなっており、市の選挙においても市が条例で定めるところにより、国会議員の公費負担に準ずる内容で公費負担とすることができることとされています。</p> <p>公費負担をすることの趣旨としては、選挙運動に要する費用について、資金力のある候補者が有利となり、候補者間に選挙運動の効果の不均衡が生じないようにするため、一定限度額内で公費負担とするものです。</p> <p>みよし市では、市制施行後の平成22年12月にこの条例を制定して</p>

	<p>います。</p> <p>資料 10 ページをご覧ください。条例改正の趣旨、内容等を記載した概要書を載せてあります。</p> <p>改正の趣旨としましては、公職選挙法が平成 29 年 6 月に改正され、市議会議員選挙でのビラの配布が可能となり、また、市が条例で定めることによりビラの作成について、公費負担とすることができるようになりました。</p> <p>具体的な改正内容については、11 ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第 1 条と第 6 条にビラについては、「長の選挙の場合に限る。」と記載されていますが、その箇所を削ることにより、市議会議員選挙のビラ作成についても公費負担とすることができる改正内容となっています。</p> <p>改正条例の施行期日については、改正公職選挙法と同じ日である、平成 31 年 3 月 1 日となっています。</p> <p>今回の議題で条例改正について御了承いただければ、12 月議会で条例改正を行い、来年 4 月の市議会議員選挙に臨みたいと考えています。</p> <p>以上が議題の説明となります。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
内田委員	<p>今まで市議会議員選挙でビラが配布できなかった理由は何ですか。</p>
塚崎書記	<p>その点については、国会の特別委員会の議事録等を見ても明確な記載がなく、定かではないのですが、公職選挙法では、ビラの配布を段階的に解禁してきた経緯があり、昭和 50 年代に国会議員の選挙でのビラ配布が解禁され、平成 19 年に首長選挙でのビラ配布が解禁されました。また、国は公職選挙法で選挙運動を解禁することと、公費負担をセットとして考えているようで、今回市議会議員のビラ配布が解禁されることにより市の財政負担が増えることになるので、そういった状況を踏まえ、法改正のタイミングが検討されてきたのではないかと思います。</p>
原田委員	<p>一定限度額以内で公費負担とするとありますが、一定限度額の内容はどのようなのですか。</p>
塚崎書記	<p>10 ページの下段をご覧ください。公費負担の限度額の内容を記載しています。市議会議員選挙では、1 枚当たり 7 円 51 銭が公費負担の単価の限度額となり、1 人の候補者は 4,000 枚のビラを作成することが</p>

	<p>できるため、30,040円が公費負担の限度額となります。</p> <p>7円51銭の額は、国会議員の選挙で国が公費負担することとしている単価を準用しています。</p>
内田委員	<p>ポスターの掲示よりもビラを頒布する方が候補者の政見をより知ってもらえることになると思いますね。</p>
塚崎書記	<p>ビラは候補者自らが頒布することになりますし、記載内容の制限もなく、カラー印刷もできるため、候補者の個性を出しやすいかも知れません。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、御質問等他になれば、ただいまより、採決に移りたいと思います。</p> <p>議題2 みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正等についてについて、御異議ございませんか。</p> <p><異議無し></p>
伊豆原委員長	<p>御異議ないようですので、議題2 みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正等については、承認されたものといたします。</p> <p>最後に、3 その他について、書記より説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>その他の議題1点目の公職選挙法の一部改正（在外選挙人名簿の登録制度の見直し）について説明をします。資料は13ページになります。</p> <p>公職選挙法の一部が改正され、在外選挙人名簿の登録事務手続が変更されました。従来の手続と新しく加わった手続の流れが資料に記載してあります。</p> <p>従来は、住んでいる市町村に転出届をし、国外に転出した後に在外公館に登録の申請をし、在外公館で3箇月要件の確認をした後に外務省経由で市選挙管理委員会に申請書が送られ、在外選挙人名簿への登録後、在外選挙人証が外務省、在外公館経由で選挙人に交付されてきました。</p> <p>新しい手続は、転出届と併せて市選挙管理委員会に登録の申請書を提出することができることとされ、市選挙管理委員会は外務省に設けられた専用システムで申請者の3箇月要件を確認することができるようになりました。他の登録要件も確認が確認された後に市選挙管理委員会は在外選挙人名簿に登録をし、在外選挙人証が外務省、在外公館経由で申請者に交付されることとなります。</p>

伊豆原委員長	<p>新しい手続の流れになることにより、申請者は登録手続のために在外公館や市役所に出向く負担が軽減されるメリットがあります。</p> <p>また、委員の皆様には、在外選挙人名簿の登録を報告する議題の資料に、在外公館の区域内に引き続き3箇月以上申請者が住所を有していることを確認したものと、総領事又は大使からの意見書に加え、外務省の専用システムによる確認が加わることとなりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>その他の議題の2点目ですが、本日の資料とは別に1枚の案内文を配布させていただきました。毎年夏休み期間中に市内の小中学生の皆さんに、明るい選挙啓発ポスターの作成を募集しています。今年もポスターの審査を9月19日午前10時から行う案内文となります。委員の皆様のお席をお願いしたいのですが、御都合が悪い場合は担当まで連絡をお願いします。</p> <p>ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>なければ、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、ご苦労様でした。</p>
--------	---